

研究員 の眼

拒否権のパワー [もう一度]

常任理事国と非常任理事国の投票力格差を別の指標でみると…

保険研究部 主席研究員 篠原 拓也
(03)3512-1823 tshino@nli-research.co.jp

いま、国際連合(国連)安全保障理事会(安保理)の議決ルールや拒否権への注目度が高まっている。

以前、この「研究員の眼」のコラムで、国連安保理の議決について取り上げたことがある。そのときは、「シャープレイ＝シュービック指数」という投票力の指標をもとに、「常任理事国は非常任理事国の約105倍のパワーを持っている」ことを示した。(※)

(※) [「拒否権のパワー—国連安保理で常任理事国と非常任理事国の投票力格差は?」](#) 篠原拓也
(ニッセイ基礎研究所, 研究員の眼, 2022年3月1日)

ただ、投票力を示す指標は他にもある。1つの指標だけで拒否権のパワーを数値化することは、一面的な見方につながりかねない。そこで、今回は別の指標を用いて、もう一度みていくこととしたい。

◇ 拒否権を持つ常任理事国にはものすごいパワーがある

まず、少し、国連安保理の議決ルールを振り返っておこう。安保理は、全部で15カ国からなる。そのうち、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国の5カ国は、常任理事国で改選されない。残り10カ国は、それぞれ2年の任期で毎年半数が改選される、非常任理事国だ。

安保理の議決は、全15カ国のうち9カ国以上が賛成した場合に議案が可決・成立となる。ただし、重要問題である実質事項の議決では、常任理事国のうち1カ国でも反対すると議案は成立しない。これが、常任理事国が持つ拒否権だ。

この拒否権があるために、これまでさまざまな議案が否決される事態が生じてきた。安保理の機能不全の大きな原因と指摘されている。

拒否権にはものすごいパワーがある、ということは直感的にもわかる。実際に、常任理事国は、他の理事国 14 カ国がすべて賛成している議案であっても、拒否権発動により不成立にもっていける。

◇「シャープレイ＝シュービク指数」で数値化すると…

以前のコラムでは、「シャープレイ＝シュービク指数」を使って、拒否権のパワーを数字で示した。安保理の理事国 15 カ国の投票力の合計を 100%とすると、常任理事国は 1 カ国で 19.627%、非常任理事国は 1 カ国で 0.1865%となる。つまり、常任理事国は非常任理事国の約 105 倍（ $=19.627\% \div 0.1865\%$ ）のパワーを持っている、との結論だった。

架空の話として、もし常任理事国 2 カ国の反対がないと拒否権は発動されない、というように拒否権の発動要件を変更した場合はどうなるか。この場合は、常任理事国は 1 カ国で 16.830%、非常任理事国は 1 カ国で 1.5851%となる。常任理事国は非常任理事国の約 11 倍（ $=16.830\% \div 1.5851\%$ ）のパワーを持つようになる。（*）

また、議決方式を見直して、ある常任理事国が拒否権を発動した場合でも、他の 14 カ国（他の常任理事国 4 カ国と非常任理事国 10 カ国）が賛成することによって、再可決して議案を成立できるよう、議決方法を変更した場合はどうなるか。この場合は、常任理事国は 1 カ国で 14.865%、非常任理事国は 1 カ国で 2.5674%となる。常任理事国は、非常任理事国の約 6 倍（ $=14.865\% \div 2.5674\%$ ）のパワーを持つようになる。

◇「バンザフ指数」は、勝利提携をイメージ

投票力を示す、別の指標として、「バンザフ指数」も有名だ。バンザフ氏は、アメリカの法律学者で、この指数を提唱した人物だ。この指数は、ゲーム理論の中で、協力ゲームと呼ばれるものの分析に出てくる。議決の安定性や、各投票者の投票力の分析などに用いられる。

バンザフ指数は、投票者の提携に着目した指数だ。各投票者は、賛成か、反対かのどちらかを表明するものとして、すべての投票者の賛成、反対の組み合わせを「提携」という。それぞれの投票者が賛成か、反対かの 2 通りずつある。

そして、議案が可決に至る提携を「勝利提携」、否決に至る提携を「敗北提携」と呼ぶ。

そのうえで、ある投票者の投票力を計算する。まず、この投票者が賛成して、議案は可決しているとする。もし、この投票者が賛成から反対に投票行動を変えたら、議案が可決から否決に変わる（勝利提携から敗北提携に変わる）という場合、この投票者は「スウィング」の機能を持つという。スウィン

グの機能を持つ提携の数が多い投票者は、議決に対する影響力が大きいといえる。

そこで、各投票者ごとにスウィングの機能を持つ提携の数を数えて、それを投票者全体で合計する。

ある投票者の投票力は、その投票者のスウィングの機能を持つ提携の数を、投票者全体の合計で割り算することで、示すことができる。この投票力は、「バンザフ指数」といわれる。(※※)

(※※) 文献によっては、ある投票者の投票力を表す指標として、その投票者のスウィングの機能を持つ提携の数を、その投票者以外の投票者の賛成・反対の提携の種類の数(投票者が全部でn人の場合は、 2^{n-1})で割り算したものを「バンザフ指数」と呼び、そのバンザフ指数を、すべての投票者のバンザフ指数の合計で割り算したものを「相対バンザフ指数」と呼ぶ場合もある。本稿では、その場合の相対バンザフ指数の意味で、バンザフ指数という用語を用いている。

◇ バンザフ指数では、常任理事国は非常任理事国の約10倍のパワーを持つ

それでは、実際に、バンザフ指数を使って、国連安保理の常任理事国と非常任理事国の投票力を計算してみよう。

勝利提携は、常任理事国5カ国がすべて賛成し、かつ、非常任理事国10カ国のうち、4カ国以上が賛成した提携ということになる。これは、848通りある。

ある常任理事国からみると、この848通りの勝利提携すべてで、スウィングの機能を持っている。反対、つまり拒否権を発動すれば、勝利提携ではなくなるからだ。

一方、ある非常任理事国からみた場合、話は大きく異なってくる。この国がスウィングの機能を持つのは、常任理事国5カ国がすべて賛成し、かつ、賛成する国が自分も含めてちょうど9カ国のときだけとなる。これは、84通りある。それ以外のときは、自分が賛成から反対に転じても、全体の議案の可決・否決には影響がない。

理事国15カ国で合計すると、のべ5,080通り(=5×848通り+10×84通り)となる。その結果、常任理事国1カ国の投票力は、16.693%(=848÷5,080)。非常任理事国1カ国の投票力は、1.6535%(=84÷5,080)となる。

常任理事国は、非常任理事国の約10倍(=16.693%÷1.6535%)のパワーを持つことになる。(**)

◇ バンザフ指数でみたときには、議決方式見直しの格差是正効果が異なる

架空の話として、もし常任理事国 2 カ国の反対がないと拒否権は発動されない、というように拒否権の発動要件を変更した場合はどうなるか。この場合は、常任理事国は 1 カ国で 13.184%、非常任理事国は 1 カ国で 3.4081%となる。常任理事国は非常任理事国の約 4 倍（＝13.184%÷3.4081%）のパワーを持つようになる。

また、議決方式を見直して、ある常任理事国が拒否権を発動した場合でも、他の 14 カ国（他の常任理事国 4 カ国と非常任理事国 10 カ国）が賛成することによって、再可決して議案を成立できるよう、議決方法を変更した場合はどうなるか。この場合は、常任理事国は 1 カ国で 16.540%、非常任理事国は 1 カ国で 1.7298%となる。常任理事国は、非常任理事国の約 10 倍（＝16.540%÷1.7298%）のパワーを持つことになる。14 カ国の賛成による再可決の提携の数が限られているため、バンザフ指数でみた場合には、議決方式変更の効果があまり出てこないこととなる。

バンザフ指数でみたときには、シャープレイ＝シュービク指数でみたときと異なり、「常任理事国 2 カ国の反対がないと拒否権は発動されない」としたときのほうが、「他の 14 カ国の賛成により再可決できる」としたときよりも、常任理事国と非常任理事国の投票力格差が縮まるわけだ。

◇ いずれにしても、常任理事国と非常任理事国の投票力格差は大きい

以上、国連安保理の拒否権のパワーを、別の指標でみていった。2 つの指数でみた、投票力の計算結果をまとめると、つぎのとおりとなる。

表. 国連安保理決議での投票力 [全理事国（15 カ国）の投票力の合計 =100%]

議決方式	シャープレイ＝シュービク指数			バンザフ指数		
	常任理事国	非常任理事国	投票力格差	常任理事国	非常任理事国	投票力格差
現行の議決方式	19.627%	0.1865%	約 105 倍	16.693%	1.6535%	約 10 倍
常任理事国 2 カ国の反対がないと拒否権は発動されない、と拒否権の発動要件を変更した場合	16.830%	1.5851%	約 11 倍	13.184%	3.4081%	約 4 倍
ある常任理事国が拒否権を発動しても、他の 14 カ国の賛成により再可決して議案成立できる場合	14.865%	2.5674%	約 6 倍	16.540%	1.7298%	約 10 倍

現行の議決方式では、常任理事国と非常任理事国の投票力格差は、シャープレイ＝シュービック指数で約 105 倍、バンザフ指数で約 10 倍となった。

これら 2 つの指標で、どちらを用いるべき、どちらが正しい、といったことではない。投票力を示す指標は複数あるので、それぞれの指標でみていこうという話だ。

ただ、いずれの指標でみても、現行の議決方式では、常任理事国と非常任理事国の投票力格差は大きい。

国連安保理の機能不全といわれる現状を踏まえれば、議決ルールになんらかの見直しが必要とも考えられるが、いかがだろうか。

(*) 常任理事国 2 カ国の反対がないと拒否権は発動されない、と発動要件を変更した場合について

[以前のコラム](#)では、現行の議決方式と、拒否権が発動されても他の 14 カ国の賛成で再可決・成立できるよう議決方法を変更した場合について、シャープレイ＝シュービック指数の計算の詳細を付録で示した。

今回は、常任理事国 2 カ国の反対がないと拒否権は発動されない、と発動要件を変更した場合について、この指数の計算過程をみておこう。

まず、常任理事国として、アメリカのパワーについて計算する。

アメリカが 8 番目までに投票するケースでは、投票した時点で議案が成立することはない。また、15 番目に投票するケースでは、投票する前に議案は成立している。常任理事国 1 カ国だけでは拒否権は、発動できないためだ。このため、9 番目から 14 番目に投票するケースをみていけばよい。

アメリカが 9 番目に投票して議案が成立するような投票順は、2 つのパターンに分けて考える。

1 つは、他の常任理事国 4 カ国がすでに投票を終えている場合。この場合は、アメリカの前に投票する 8 カ国のうち非常任理事国は 4 カ国だから、10 カ国中からの選び方は 210 通り。アメリカの前に投票する 8 カ国の投票順は、8 の階乗(8!) = 40,320 通り。アメリカの後に投票する 6 カ国の投票順は、6 の階乗(6!) = 720 通り。これらを掛け算して、6,096,384,000 通りとなる。

もう 1 つは、他の常任理事国 3 カ国がすでに投票を終えている場合。この場合は、アメリカの前に投票する 8 カ国のうち、常任理事国の選び方は 4 通り、非常任理事国の選び方は 252 通り。これらに、アメリカの前に投票する 8 カ国の投票順 40,320 通りと、アメリカの後に投票する 6 カ国の投票順 720 通りを掛け算して、29,262,643,200 通りとなる。

アメリカが 10 番目に投票して議案が成立するような投票順は、他の常任理事国 3 カ国がすでに投票を終えている場合の数を数えることとなる。他の常任理事国 4 カ国すべてが投票を終えている場合は、アメリカ 1 カ国だけでは拒否権は発動できないため、9 番目の国の投票が終わった時点で議案が成立することとなり、考慮しなくてよい。計算すると、4 通り、210 通り、362,880 通り、120 通りの 4 つの数を掛け算して、36,578,304,000 通りとなる。

アメリカが 11 番目に投票して議案が成立するような投票順は、4 通り、120 通り、3,628,800 通り、24 通りの 4 つの数を掛け算して、41,803,776,000 通りとなる。

アメリカが 12 番目に投票して議案が成立するような投票順は、4 通り、45 通り、39,916,800 通り、

6通りの4つの数を掛け算して、43,110,144,000通りとなる。

アメリカが13番目に投票して議案が成立するような投票順は、4通り、10通り、479,001,600通り、2通りの4つの数を掛け算して、38,320,128,000通りとなる。

アメリカが14番目に投票して議案が成立するような投票順は、4通り、1通り、6,227,020,800通り、1通りの4つの数を掛け算して、24,908,083,200通りとなる。

こうして算出された、9番目から14番目の投票順の数を、すべて足し算すると、220,079,462,400通りとなる。

これを、15カ国が投票する投票順の数、15の階乗(15!) = 1,307,674,368,000通りで割り算して、アメリカのパワーは16.830%となる。

一方、非常任理事国のパワーはどうか。非常任理事国の場合は、9番目に投票して議案が成立するケースしかありえない。これを2つのパターンに分けて考える。

1つは、常任理事国5カ国がすでに投票を終えている場合。この場合は、この非常任理事国の前に投票する8カ国のうち、この国以外の非常任理事国は3カ国だから、9カ国中からの選び方は84通り。この国の前に投票する8カ国の投票順は、8の階乗(8!) = 40,320通り。この国の後に投票する6カ国の投票順は、6の階乗(6!) = 720通り。これらを掛け算して、2,438,553,600通りとなる。

もう1つは、常任理事国4カ国がすでに投票を終えている場合。この場合は、この非常任理事国の前に投票する8カ国のうち、常任理事国の選び方は5通り、非常任理事国の選び方は126通り。これらに、この国の前に投票する8カ国の投票順 40,320通りと、この国の後に投票する6カ国の投票順 720通りを掛け算して、18,289,152,000通りとなる。

これら2つの数を足し算すると、20,727,705,600通りとなる。

これを、15カ国が投票する投票順の数 1,307,674,368,000通りで割り算して、非常任理事国1カ国のパワーは1.5851%となる。

() バンザフ指数での投票力の計算について**

バンザフ指数での計算過程について、少し詳しくみておこう。

(現行の議決方式)

ある常任理事国(たとえばアメリカ)にとって、他の常任理事国4カ国がすべて賛成し、かつ、非常任理事国10カ国のうち、4カ国以上が賛成した提携すべてで、スウィングの機能を持つ。

非常任理事国4カ国が賛成するケースは、210通り。5カ国が賛成するケースは、252通り。6カ国が賛成するケースは、210通り。7カ国が賛成するケースは、120通り。8カ国が賛成するケースは、45通り。9カ国が賛成するケースは、10通り。10カ国すべてが賛成するケースは、1通り。これらを合計して、848通りとなる。

一方、ある非常任理事国にとって、スウィングの機能を持つためには、常任理事国5カ国がすべて賛成し、かつ、非常任理事国のうち自分も含めてちょうど4カ国が賛成した提携ということになる。これは、自分以外の9つの非常任理事国のうち、ちょうど3カ国が賛成するケースなので、84通りとなる。

(常任理事国2カ国の反対がないと拒否権は発動されない、と拒否権の発動要件を変更した場合)

常任理事国として、アメリカのパワーについて計算する。

賛成する国の数が8カ国以下の場合は勝利提携になりえない。また、賛成する国が15カ国、つまり全会一致の場合は、アメリカが賛成から反対に転じても、議案の可決には影響がない。常任理事国1カ国だけでは拒否権は、発動できないためだ。このため、賛成する国の数が9カ国から14カ国のケースをみていけばよい。

9カ国が賛成する勝利提携は、2つのパターンに分けて考える。

1つは、他の常任理事国4カ国がすべて賛成する場合。この場合は、非常任理事国は4カ国賛成するから、10カ国中からの選び方は210通りとなる。

もう1つは、他の常任理事国3カ国が賛成する場合。この場合は、常任理事国の選び方は4通り、非常任理事国の選び方は252通り。これらを掛け算して、1,008通りとなる。

10カ国が賛成する勝利提携では、他の常任理事国3カ国が賛成する場合にスウィングの機能を持

つ。他の常任理事国 4 カ国すべてが賛成している場合は、アメリカ 1 カ国だけでは拒否権は発動できないため、アメリカがスウィングの機能を持つことはない。計算してみると、常任理事国の選び方は 4 通り、非常任理事国の選び方は 210 通りで、これらを掛け算して、840 通りとなる。

11 カ国が賛成する勝利提携では、常任理事国の選び方は 4 通り、非常任理事国の選び方は 120 通りで、これらを掛け算して、480 通りとなる。

12 カ国が賛成する勝利提携では、常任理事国の選び方は 4 通り、非常任理事国の選び方は 45 通りで、これらを掛け算して、180 通りとなる。

13 カ国が賛成する勝利提携では、常任理事国の選び方は 4 通り、非常任理事国の選び方は 10 通りで、これらを掛け算して、40 通りとなる。

14 カ国が賛成する勝利提携では、常任理事国の選び方は 4 通り、非常任理事国の選び方は 1 通りで、これらを掛け算して、4 通りとなる。

こうして、算出された、提携の数を、すべて足し算すると、2,762 通りとなる。

一方、ある非常任理事国にとって、スウィングの機能を持つためには、ちょうど 9 カ国が賛成し、そのなかに常任理事国が 5 カ国もしくは 4 カ国入っているケースとなる。

常任理事国が 5 カ国すべて入っているケースは、84 通り。常任理事国が 4 カ国入っているケースは、常任理事国の選び方 5 通りと非常任理事国の選び方 126 通りを掛け算して、630 通りとなる。これを合計して、714 通りとなる。

理事国 15 カ国で合計すると、のべ 20,950 通り ($=5 \times 2,762 \text{ 通り} + 10 \times 714 \text{ 通り}$) となる。その結果、常任理事国 1 カ国の投票力は、13.184% ($=2,762 \div 20,950$)。非常任理事国 1 カ国の投票力は、3.4081% ($=714 \div 20,950$) となる。

(ある常任理事国が拒否権を発動しても、他の 14 カ国の賛成により再可決して議案成立できる場合)

常任理事国として、アメリカのパワーについて計算する。

9 カ国が賛成する勝利提携は、他の常任理事国 4 カ国がすべて賛成する場合だ。この場合は、非常任理事国は 4 カ国賛成するから、10 カ国中からの選び方は 210 通りとなる。

10 カ国が賛成する勝利提携は、他の常任理事国 4 カ国がすべて賛成する場合となる。この場合は、

252 通りとなる。

11 カ国が賛成する勝利提携は、他の常任理事国 4 カ国がすべて賛成する場合となる。この場合は、210 通りとなる。

12 カ国が賛成する勝利提携は、他の常任理事国 4 カ国がすべて賛成する場合となる。この場合は、120 通りとなる。

13 カ国が賛成する勝利提携は、他の常任理事国 4 カ国がすべて賛成する場合となる。この場合は、45 通りとなる。

14 カ国が賛成する勝利提携は、他の常任理事国 4 カ国がすべて賛成の場合と、他の常任理事国 3 カ国が賛成する場合の、2つの場合がある。

他の常任理事国 4 カ国がすべて賛成する場合は、10 通りとなる。

他の常任理事国 3 カ国が賛成する場合は、常任理事国の選び方として、4 通りとなる。

なお、15 カ国が賛成、つまり全会一致の場合は、アメリカがスウィングの機能を持つことはない。アメリカが賛成から反対に転じて、他の 14 カ国の賛成により再可決して議案成立できるためだ。

こうして算出された、提携の数を、すべて足し算すると、851 通りとなる。

一方、ある非常任理事国にとって、スウィングの機能を持つのは、自分も含めてちょうど 9 カ国が賛成し、そのなかに常任理事国が 5 カ国すべて入っているケース。または、自分も含めてちょうど 14 カ国が賛成し、そのなかに常任理事国が 4 カ国入っているケース、のどちらかとなる。

後者は、常任理事国 1 カ国だけが反対する場合には、他の 14 カ国の賛成により再可決して議案成立できるため、非常任理事国もスウィングの機能を持つことを考慮したものだ。

前者の自分も含めてちょうど 9 カ国が賛成し、そのなかに常任理事国が 5 カ国すべて入っているケースは、84 通り。後者の自分も含めてちょうど 14 カ国が賛成し、そのなかに常任理事国が 4 カ国入っているケースは、5 通りとなる。これらを合計して 89 通りとなる。

理事国 15 カ国で合計すると、のべ 5,145 通り(=5×851 通り+10×89 通り)となる。その結果、常任理事国 1 カ国の投票力は、16.540%(=851÷5,145)。非常任理事国 1 カ国の投票力は、1.7298%(=89÷5,145)となる。